

件 名

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

提出理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が県議会令和8年2月定例会において成立し、規則の一部改正について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理の状況

(1) 専決処理日

令和8年3月30日

(2) 規則の公布日

令和8年3月31日

3 規則の内容

(1) 規則の概要

期末手当及び勤勉手当の計算方法等を定めるもの

(2) 改正の概要

ア 勤勉手当における勤務期間から、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により新設された子育て部分休暇*の期間を除算する規定の追加

* 子育て部分休暇

小学校就学の始期から小学校第3学年修了までの子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇

イ その他規定の整備

(3) 施行期日
令和8年4月1日

根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

新	旧
<p style="text-align: center;">学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条～第五条の二 (略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第六条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 公務傷病等による休職者(条例第十三条の規定において準用する県職員条例第二十一条第一項の規定の適用を受ける学校職員、教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける学校職員及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)の適用を受ける学校職員をいう。以下同じ。)であつた期間及び職員<u>の分限に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第五十一号)第二条の規定により休職にされていた期間(第十二条第二項第四号において「研究休職等期間」という。)</u>のうち教育委員会の定める期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからへまでに掲げる者が条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として<u>勤務した期間</u></p> <p>イ～へ (略)</p> <p>二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからホまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として<u>勤務した期間</u></p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ <u>民間における企業体、団体等の職員のうち教育委員会の定める</u></p>	<p style="text-align: center;">学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条～第五条の二 (略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第六条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 公務傷病等による休職者(条例第十三条の規定において準用する県職員条例第二十一条第一項の規定の適用を受ける学校職員、教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける学校職員及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)の適用を受ける学校職員をいう。以下同じ。)であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからへまでに掲げる者が条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として<u>在職した期間</u></p> <p>イ～へ (略)</p> <p>二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからニまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として<u>在職した期間</u></p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

もの

- 2 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第三項に規定する期間に相当する期間については、除算は行わない。

(一時差止処分等に係る在職期間)

第七条の二 (略)

- 2 第七条第一項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、それらの者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。

第七条の三～第十一条 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十二条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 休職にされていた期間 (公務傷病等による休職者であつた期間及び研究休職等期間のうち教育委員会の定める期間を除く。)

五～九 (略)

十 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間及び勤務時間条例第十八条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間 (いずれの承認も受けていた場合には、それぞれの勤務しなかつた期間を合算した期間)

が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一・十二 (略)

第十三条～第十八条 (略)

- 2 前項の期間の算定については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(一時差止処分等に係る在職期間)

第七条の二 (略)

- 2 第七条第一項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第七条の三～第十一条 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十二条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 休職にされていた期間 (公務傷病等による休職者であつた期間を除く。)

五～九 (略)

十 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

十一・十二 (略)

第十三条～第十八条 (略)

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「期間」の下に「及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされていた期間（第十二条第二項第四号において「研究休職等期間」という。）のうち教育委員会の定める期間」を加える。

第七条第一項第一号中「在職した」を「勤務した」に改め、同項第二号中「イからニ」を「イからホ」に、「在職した」を「勤務した」に改め、同号に次のように加える。

ホ 民間における企業体、団体等の職員のうち教育委員会の定めるもの

第七条第二項中「前条第二項及び第三項の規定を準用する」を「前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第三項に規定する期間に相当する期間については、除算は行わない。

第七条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第十二条第二項第四号中「あつた期間」の下に「及び研究休職等期間のうち教育委員会の定める期間」を加え、同項第十号中「しなかつた期間」の下に「及び勤務時間条例第十八条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間（いずれの承認も受けていた場合には、それぞれの勤務しなかつた期間を合算した期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。